



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

亜鉛の排水基準強化へ 「下水道法施行令」改正案

国土交通省は9月21日、「下水道法施行令」改正概要案を公表しました。この案は、今年4月に中央環境審議会がまとめた排水規制に関する答申内容に、「水質汚濁防止法」に基づく亜鉛の一律排水基準を、現行の5mg/Lから、2mg/Lに強化すること、下水道に流入する排水中の亜鉛を低減させるための発生源対策が必要、という内容が盛り込まれ、全亜鉛に関する水濁法にもとづく一律排水基準が強化される見込みとなったことに対応したものです。

下水道法の規制対象となる施設設置事業場から下水道に流される下水の排水基準のうち、「亜鉛及びその化合物」に関する基準を、水濁法による基準と同様、現行から2mg/Lに強化するとしています。

同様に環境省でも9月29日、4省令の改正概要案を公表しました。「排水基準」、「海洋汚染防止法施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準」、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準」を定める各省令と、「南極地域環境保護法施行規則」の亜鉛に関する基準を現行から、2mg/Lに強化するとしたほか、強化案の達成が困難な10業種について施行後5年間に限った暫定排水基準値を設定するとしています。また施行時に、以前の基準値を適用する一定の猶予期間を設けるとしました。

当社では排水分析に長年の実績がございます。今回の亜鉛基準強化案への対策として、ぜひ一度ご相談下さい。

資料 2006年9月21、29日付 EIC ネット・環境省 HP
機器分析箇所 有賀久枝

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. グリーンプリンティング認定制度開始
2. 化学物質情報伝達のシステム構築 経産省
3. 汚染土壌の追跡管理にシステム構築 環境省
4. 土壌汚染対策に人材育成制度創設 環境省

第6次水質総量規制 対象業種区分ごとの基準値案

環境省は中央環境審議会が今年7月に答申した第6次総量規制でのCOD、窒素・りん総量規制基準設定方法を踏まえ、対象となる業種区分と区分ごとの基準値(C値)の範囲(環境省告示)に関する概要案を作成しました。

環境大臣が定める、水質汚濁が問題となっている東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に流入する集水域毎に、目標年度、発生源別・都府県別の削減目標量に関する「総量削減基本方針」に基づき、関係都府県知事は削減目標量を達成するための「総量削減計画」を策定するとされています。また各知事は、関係地域にある一定規模以上の工場・事業場から排出される汚濁負荷量についての「総量規制基準」を環境大臣が示した範囲内で定めることにもなっています。

中環審の答申では、(1)これまで東京湾、伊勢湾、瀬戸内海について同じ考え方で「総量規制基準」設定方法を定めていたが、今回から「東京湾、伊勢湾、大阪湾」と「大阪湾を除く瀬戸内海」にわけて総量規制基準設定方法を定める、(2)第5次総量規制の総量規制基準算式を第6次総量規制でも継続する、(3)従来232あった業種区分を215に見直す、(4)多くの業種で各対象項目のC値の範囲が見直されたこと、(5)都府県知事が「総量規制基準」を定める際に、事業場の排出実態、これまでの汚濁負荷削減状況に配慮すること、が挙げられています。

当社では、総量規制項目の多検体・短納期分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2006年9月7日付 EIC ネット

水質分析箇所 平出優香

5. 直結給水方式普及へ 東京都
6. アスベスト発生施設 400 工場・事業場名公表 環境省
7. 「建築基準法施行令の一部を改正する政令案」について
8. 廃棄物焼却施設の排ガス中の DXN 類濃度等について
9. 3年連続有機汚濁環境基準達成 17年一級河川水質調査
10. 化管法に関する懇談会報告書 環境省



今すぐ、結果が知りたい！と思った事ありませんか？ 業界初新サービス、しかも無料！

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。